

現行条文（令和4年版）								新条文（令和5年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項
1	1	1	35	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	更新
1	1	1	35	1	76	(74)	労働保護の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）	1	1	1	36	1	76	(74)	労働保護の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新
1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）	1	1	1	36	1	82	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第51号）	最新通達の適用
								1	1	1	43	1	1	1-1-1-44	石綿使用の有無	新規追加
								1	1	1	43	1	1	1-1-1-44	受注者は、建築物・工作物の解体・改修工事を行う際、石綿（アセチルスチロール）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならぬ。石綿障害予防規則に基づく、危険度以上の工事には「事前調査結果の報告」を業者労基準監督局に届出を行わなければならない。また、石炭汚染防止法に基づき、特定のじん発生設備を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加
1	2	1	1	1	1	1. 適用工種	本条は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他のこれらに類する工種について適用する。	1	2	1	1	1	1	1. 適用工種	本条は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	誤植
1	2	1	0	3		ねば、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの読み替え明示		
1	2	2	2	6	1	6. 残土運搬時の注意	受注者は、「採削土及び購入土盛主の施工にあたって」「採削土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかかるないように」とつめなければならぬ。	1	2	3	6	1	6. 残土運搬時の注意	受注者は、「施工によう禁ずる残土を投入地へ運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかかるないように努めなければならない」。	誤植	
1	2	3	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、「採削土及び購入土盛主の施工にあたって」「採削土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかかるないように」とつめなければならぬ。	1	2	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、「採削土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかかるないように努めなければならない」。	誤植	
1	2	3	4	2	1	2. 盛土材の確認	盛土材については設計図書に正るものとする。受注者は、「盛土材のままでして先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に閲覧して監督職員の承諾を得なければならぬ。	1	2	3	4	2	1	2. 盛土材の確認	盛土材については設計図書に正るものとする。受注者は、「盛土材のままでして先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に閲覧して監督職員の承諾を得なければならぬ。	誤植
1	2	3	4	18	8. 盛土材の巻出し及び締固め	受注者は、「盛土材の巻出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。『まさ出し及び締固め』は、重機工側から順次奥へ奥へ行くとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にすれば損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	18	8. 盛土材の巻出し及び締固め	受注者は、「盛土材の巻出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。『まさ出し及び締固め』は、壁面工側から順次奥へ奥へ行くとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にすれば損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植			
1	2	3	7	2	1	2. 残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかかるないようにつづめなければならぬ。	1	2	3	12	1	2. 残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかかるないように努めなければならない。	誤植	
1	2	4	2	6	1	6. 硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な砕破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	6	1	6. 硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な砕破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	誤植	
1	2	4	3	14	1	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛主及び購入土盛主の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかかるないようにつづめなければならぬ。	1	2	4	3	14	1	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛主及び購入土盛主の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかかるないように努めなければならない。	誤植
1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩和区間	受注者は、特に指定する場所を除き、片切り、片盛りの接続部には：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならぬ。また、掘削（切土）部、盛土部の緩断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	1	2	4	11	1	11. 接続部の緩和区間	受注者は、特に指定する場所を除き、片切り、片盛りの接続部には：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならぬ。また、掘削（切土）部、盛土部の緩断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	誤植	
1	2	4	16	1	16. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛主及び購入土盛主の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかかるないようにつづめなければならぬ。	1	2	4	16	1	16. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛主及び購入土盛主の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかかるないように努めなければならない。	誤植		
1	3	1	6	3	1	3. 適用規定（2）	受注者は、「ヨシグリーン工の施工にあたり」「設計図書に定めのない事項については、『コンクリート標準示方書（施工編）』（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による」とこれ以外による場合は、施工前に、設計図書に閲覧して監督職員の承諾を得なければならぬ。	1	3	1	6	3	1	3. 適用規定（2）	受注者は、「ヨシグリーン工の施工にあたり」「設計図書に定めのない事項については、『コンクリート標準示方書（施工編）』（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による」とこれ以外による場合は、施工前に、設計図書に閲覧して監督職員の承諾を得なければならぬ。	誤植
1	3	2	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	1	3	2	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	誤植	
1	3	2	1	4		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	1	3	2	1	4		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	誤植	
1	3	2	1	5		土木学会 コンクリートのボンブ施工指針（平成24年6月）	1	3	2	1	5		土木学会 コンクリートのボンブ施工指針（平成24年6月）	土木学会 コンクリートのボンブ施工指針（平成24年6月）	誤植	
1	3	2	1	8		土木学会 鉄筋定着・離手指針（令和2年3月）	1	3	2	1	8		土木学会 鉄筋定着・離手指針（令和2年3月）	土木学会 鉄筋定着・離手指針（令和2年3月）	誤植	
1	3	2	6	1	9	公表社付法人 百本鉄筋鋼羊協会「鉄筋鋼手工事標準仕様書」ガズ圧接鋼手工事（平成29年9月）	1	3	2	6	1	9	百本鉄筋鋼羊協会「鉄筋鋼手工事標準仕様書」ガズ圧接鋼手工事（平成29年9月）	百本鉄筋鋼羊協会「鉄筋鋼手工事標準仕様書」ガズ圧接鋼手工事（平成29年9月）	修正	
1	3	3	2	1	2	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布）第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技術士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理制度等を適切に実施できる工場（全国コンクリート品質管理監査会の規定に従った統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選ばなければならない。	1	3	3	2	1	2	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技術士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理制度等を適切に実施できる工場（全国コンクリート品質管理監査会の規定に従った統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選ばなければならない。	修正		
1	3	3	2	1	2	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が事場近くにあたらぬ場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られないことを確かめたうえ、その資料により監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	3	2	1	2	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が事場近くにあたらぬ場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られないことを確かめたうえ、その資料により監督職員の承諾を得なければならない。	修正		
1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第一部：練混ぜ性能試験方法）及び「ICE-I 502-2013『連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法』」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第一部：練混ぜ性能試験方法）及び「ICE-I 502-2013『連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法』」により行わなければならない。	修正		
1	3	6	4	5	1	5. コンクリートボンブ施工時の注意	受注者はヨシグリーン工ボンブを用いる場合は、「ヨシグリーン工のボンブ施工指針（案）5章压送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、「ヨシグリーン工標準示方書（設計編）」本編第13章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はヨシグリーン工ボンブ、ペルコンボンブ、その他の用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	1	5. コンクリートボンブ施工時の注意	受注者はヨシグリーン工ボンブを用いる場合は、「ヨシグリーン工のボンブ施工指針（案）5章压送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、「ヨシグリーン工標準示方書（設計編）」本編第13章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はヨシグリーン工ボンブ、ペルコンボンブ、その他の用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	誤植
1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「ヨシグリーン工標準示方書（設計編）」本編第13章鉄筋コンクリートの前編、標準第2編第2章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、「ヨシグリーン工標準示方書（設計編）」本編第2章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はヨシグリーン工標準示方書（設計編）本編第2章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「ヨシグリーン工標準示方書（設計編）」本編第13章鉄筋コンクリートの前編、標準第2編第2章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、「ヨシグリーン工標準示方書（設計編）」本編第2章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はヨシグリーン工標準示方書（設計編）本編第2章鉄筋コンクリートの前編（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋手作工法の品質管理は、使用する工場に応じた認証項目や頃度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これは従って構築を行わなければならない。また、機械式鉄筋手作工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・離手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時に1種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種を1種を基本とする。設計時に1種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種によって施工する工場を実現を行わなければならない。	1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋手作工法の品質管理は、使用する工場に応じた認証項目や頃度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これは従って構築を行わなければならない。また、機械式鉄筋手作工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・離手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時に1種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種によって施工する工場を実現を行わなければならない。	誤植		
1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できないように、打ち込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できないように、打ち込み、締固め、養生などを行わなければならない。	誤植
								2	2	3	1	1	9	JIS A 501-5（コンクリート用スラグ骨材第5部：石灰ガス化スラグ有材）	JIS A 501-5（コンクリート用スラグ骨材第5部：石灰ガス化スラグ有材）	追加
2	2	3	2	3	1	3. 使用規定の例外	気象作用をうけない構造物に用いる骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	2	2	3	2	3	1	3. 使用規定の例外	気象作用をうけない構造物に用いる骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	誤植
2	2	3	4	1	4	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵庫に埋蔵になったセメントを、用いてはならない。また、過剰をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に、試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	4	1	4	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵庫に埋蔵されたセメントを用いてはならない。また、過剰をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に、試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	誤植
2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「ヨシグリーン工標準示方書（前編）」JIS A 102-2018版（令和2年10月）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「ヨシグリーン工標準示方書（前編）」JIS A 102-2018版（令和2年10月）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	誤植
2	2	8	3	0	2	萬能溶剂加剤の品質は、「労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正）」政令第34号（令和2年1月）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2	萬能溶剂加剤の品質は、「労働安全衛生法施行令（令和2年1月改正）」政令第34号（令和2年1月）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	更新		

現行条文（令和4年版）								新条文（令和5年版）								改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項				
3	1	1	7	4	2	3	1	1	7	4	2	3	1	1	7	4	更新			
3	1	1	7	7	6	2	3	1	1	7	6	2	3	1	1	7	6	更新		
3	2	2	0	3		3	2	2	0	3		3	2	2	0	3	改定までの説明			
3	2	2	0	14		3	2	2	0	14		3	2	2	0	14	更新			
3	2	2	0	16		3	2	2	0	16		3	2	2	0	16	修正			
3	2	2	0	19		3	2	2	0	19		3	2	2	0	19	修正			
3	2	2	0	20		3	2	2	0	20		3	2	2	0	20	修正			
3	2	2	0	47		3	2	2	0	47		3	2	2	0	47	誤植			
						3	2	2	0	48		3	2	2	0	48	新規追加			
3	2	3	2	4	10	②	2	3	2	4	10	②	2	3	2	4	10	誤植		
3	2	3	10	1	1	1	2	3	10	1	1	1	2	3	10	誤植	誤植			
3	2	3	13	3	13	(9)	3	2	3	13	3	13	(6)	3	2	3	13	13	脱字	
3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規範編）」（土木学会・平成30年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承認を得なければならない。	3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規範編）」（土木学会・平成30年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承認を得なければならない。	3	2	3	14	2	4	誤植
3	2	4	1	13	13.杭頭の処理	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	3	2	4	1	13	13.杭頭の処理	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	3	2	4	1	13	13.杭頭の処理	誤植
3	2	4	5	13	1.13.杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならぬ。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタイン部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り扱いなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋末端高さでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り扱いなければならない。	3	2	4	5	13	1.13.杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならぬ。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタイン部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り扱いなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋末端高さでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り扱いなければならない。	3	2	4	5	13	1.13.杭頭の処理	誤植
3	2	4	5	19	1.19.泥水処理	受注者は、泥水処理を行なうにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公安条例等に従い、適切に処理を行なわなければならない。	3	2	4	5	19	1.19.泥水処理	受注者は、泥水処理を行なうにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、都道府県公安条例等に従い、適切に処理を行なわなければならない。	3	2	4	5	19	1.19.泥水処理	修正
3	2	4	7	7	1.7.過塙の禁止	受注者は、オーフラック・ソーンの沈下能進にあたり、刃先下部に過度の縮り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図面に開て監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	7	7	1.7.過塙の禁止	受注者は、オーフラック・ソーンの沈下能進にあたり、刃先下部に過度の縮り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図面に開て監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	7	7	1.7.過塙の禁止	誤植
3	2	5	3	2	1.2.コングリートブロック積	コングリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによつて構成されたもので、法勾配が1:1より急なものを行うものとする。	3	2	5	3	2	1.2.コングリートブロック積（張）	コングリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによつて構成されたもので、法勾配が1:1より急なものを行うものとする。	3	2	5	3	2	1.2.コングリートブロック積（張）	誤字
3	2	5	3	4	1.1.コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、「耐がい及び荷がきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	1.1.コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、「耐がい及び荷がきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	1.1.コンクリートブロック工の空張の積上げ	誤植
3	2	6	7	4	16	(12)受注者は、設計図書に示す場合を除き、「加熱アスファルト安定処理混合物を転用したときの混合物の温度は110℃以上、また、その上上がり厚さは10cm以下とななければならぬ。ただし、混合物の種類によって敷かれたが困難な場合で、設計図書に開て監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	16	(12)受注者は、設計図書に示す場合を除き、「加熱アスファルト安定処理混合物を転用したときの混合物の温度は110℃以上、また、その上上がり厚さは10cm以下とななければならぬ。ただし、混合物の種類によって敷かれたが困難な場合で、中温施工により施工を改善した場合を除く場合に、締固め効果の高いロードプレッサーを使用する場合などは、設計図書に開て監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適用温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	16	文言追加
3	2	6	16	2	1.2.舗設	受注者は、既設舗装体底面が下限以下に示す以外仕事在社様式に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従つて各層の舗設を行なわなければならぬ。	3	2	6	16	2	1.2.舗設	受注者は、既設舗装体底面が下限以下に示す以外仕事在社様式に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従つて各層の舗設を行なわなければならぬ。	3	2	6	16	2	1.2.舗設	誤植
3	2	7	4	1.1.一般事項	受注者は、サンドドットの施工にあたって、砂のまき田舎は均一に行へ、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	4	1.1.一般事項	受注者は、サンドドットの施工にあたって、砂のまき田舎は均一に行へ、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	4	1.1.一般事項	誤植			
3	2	10	11	1.1.適用工種	本筋は、仮設工じごて工事用角鋼工、底板・底板構造工、路盤工、千留・防縮工、砂防・砂防締切工、水工事、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残水受け入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製設備工、トンネル仮設設備工、共同構置仮設工、防塵対策工、汚漏防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに準じるに類する工種について定める。	3	2	10	11	1.1.適用工種	本筋は、仮設工じごて工事用角鋼工、底板・底板構造工、路盤工、千留・防縮工、砂防・砂防締切工、水工事、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残水受け入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製設備工、トンネル仮設設備工、共同構置仮設工、防塵対策工、汚漏防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに準じるに類する工種について定める。	3	2	10	11	1.1.適用工種	誤植			
3	2	12	2	7	(5)受注者は、塗料の有効期限を「ジンクリッヂペイント」で製造後6ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等での得られない理由にて使用期間が、ジンクリッヂペイント16ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行つて品質を確認し、正常の場合は使用する」ととする。	3	2	12	2	7	(5)受注者は、塗料の有効期限を「ジンクリッヂペイント」で製造後6ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等での得られない理由にて使用期間が、ジンクリッヂペイント16ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行つて品質を確認し、正常の場合は使用する」ととする。	3	2	12	2	7	(5)	誤字		
3	2	12	3	119	⑥外部引きずりの検査について「繊粉探査試験または浸透探査試験を行なう者は、それぞれ試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験・技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していないければならない。	3	2	12	3	119	⑥外部引きずりの検査について「繊粉探査試験または浸透探査試験を行なう者は、それぞれ試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験・技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していないければならない。	3	2	12	3	119	⑥外部引きずりの検査について「繊粉探査試験または浸透探査試験を行なう者は、それぞれ試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験・技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していないければならない。	誤字		
3	2	16	3	9	1.9.盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適に施工しなければならない。「まき出し及び締固めは、堅面工側から順次奥へなごうとともに、重機械の停止や急停車等を避け、補強材にすれば損傷を与えないよう注意しなければならない。	3	2	18	3	9	1.9.盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適に施工しなければならない。「まき出し及び締固めは、堅面工側から順次奥へなごうとともに、重機械の停止や急停車等を避け、補強材にすれば損傷を与えないよう注意しなければならない。	3	2	18	3	9	1.9.盛土材の敷均し及び締固め	誤植
3	2	17	3	1	1.樹木・芝生管理工の施工	受注者は、「樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員をうける」とする。 受注者は、「樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員をうける」とする。	3	2	17	3	1	1.樹木・芝生管理工の施工	受注者は、「樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員をうける」とする。 受注者は、「樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員をうける」とする。	3	2	17	3	1	1.樹木・芝生管理工の施工	誤植
3	2	17	3	2	1.2.剪定の施工	受注者は、「剪定の施工にあたり、「チエージソニーによる伐木等作業の安全に關係するガイドライン」の「定期」について用意する期間が、チエージソニーによる伐木等作業の安全に關係するガイドライン」の「定期」について用意する期間が、剪定の施工に合った剪定式によつて行なわなければならぬ。	3	2	17	3	2	1.2.剪定の施工	受注者は、「剪定の施工にあたり、「チエージソニーによる伐木等作業の安全に關係するガイドライン」の「定期」について用意する期間が、チエージソニーによる伐木等作業の安全に關係するガイドライン」の「定期」について用意する期間が、剪定の施工に合った剪定式によつて行なわなければならぬ。	3	2	17	3	2	1.2.剪定の施工	修正
6	1	1	6	1	6.1.河原植被等の防護	受注者は、「河川工事の波浪切込、蒲鉾工等において、河原植被や河岸管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	6	1	6.1.河原植被等の防護	受注者は、「河川工事の波浪切込、蒲鉾工等において、河原植被や河岸管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	6	1	6.1.河原植被等の防護	誤植
6	3	2	12	2	5	6.1.河岸植被技術基準（令和3年1月）	国土交通省「河岸砂防技術基準（令和1年6月）」	6	3	2	12	2	5	国土交通省「河岸砂防技術基準（令和1年6月）」	年度更新					
6	3	2	12	5	7	6.1.河岸植被工事共通様式（案）（令和3年3月）	国土交通省「機械工事共通様式（案）（令和4年3月）」	6	3	2	12	5	7	国土交通省「機械工事共通様式（案）（令和4年3月）」	年度更新					
6	3	2	12	6	8	(7)受注者は、プレジャード下工法等で底盤を均してゴジグアードの間に空隙が発生するところが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	2	12	6	8	(7)受注者は、プレジャード下工法等で底盤を均してゴジグアードの間に空隙が発生するところが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	2	12	6	8	誤植
6	4	16	3	0	2	6.4.16.3.0.2.伸縮装置工の施工について	6.4.16.3.0.2.伸縮装置工の施工について	6	4	16	3	0	2	6.4.16.3.0.2.伸縮装置工の施工について	誤植					
6	5	0	5	1	6.5.1.適用規定（3）	受注者は、「幅体・芦芽及び隣接装置の製作、施工のため機械工事共通様式（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。	6	5	0	5	1	6.5.1.適用規定（3）	受注者は、「幅体・芦芽及び隣接装置の製作、施工のため機械工事共通様式（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。	6	5	0	5	1	6.5.1.適用規定（3）	年度更新
7	2	6	4	1	1.1.施工上の注意	受注者は、施工箇所における薄水汚濁防止に「つどめなければならない」とする。	7	2	6	4	1	1.1.施工上の注意	受注者は、施工箇所における薄水汚濁防止に「つどめなければならない」とする。	7	2	6	4	1	1.1.施工上の注意	誤植

現行条文（令和4年版）								新条文（令和5年版）								改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項		
10	4	2	0	0	15	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月）	10	4	2	0	0	15	日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧（令和2年9月）					認定
10	4	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	4	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	5	2	0	0	16	建設者「土木研究所グレキヤストプロダクツ工法によるプレストレストゴン梁リート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）	10	5	2	0	0	16	建設者「土木研究所グレキヤストプロダクツ工法によるプレストレストゴン梁リート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）					スペース
10	5	2	0	0	18	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	5	2	0	0	18	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	6	2	0	0	7	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）	10	6	2	0	0	7	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	6	2	0	0	8	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）	10	6	2	0	0	8	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	6	2	0	0	9	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	6	2	0	0	9	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	6	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	6	2	0	0	19	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	6	3	2	1	1	一般事項 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくすよう施工しなければならない。	10	6	3	2	1	1	一般事項 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくすよう施工しなければならない。					誤植
						10	6	3	2	1	1	II. 橫断面地 トンネル施工ゾーンの目的の形状の「三角形形状」を標準とする。					新規追加	
						10	6	3	2	1	2	なお、三脚よりがたい場合で、監督職員と協議しなければならない。					新規追加	
10	6	3	3	11	1	II. 施設時期 受注者は、護工ジョギリードの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に關して監督職員と協議しなければならない。	10	6	3	3	11	1	II. 施設時期 受注者は、護工ジョギリードの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に關して監督職員と協議しなければならない。					誤植
10	7	2	0	0	16	土木学会 ヨンクリート標準示方書【設計編】（平成30年3月）	10	7	2	0	0	16	土木学会 ヨンクリート標準示方書【設計編】【2017年制定】（2018年3月）					誤植
10	7	2	0	0	17	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成30年3月）	10	7	2	0	0	17	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】【2017年制定】（2018年3月）					誤植
10	7	2	0	0	18	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	10	7	2	0	0	18	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）					発行日修正
10	7	2	0	0	22	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	7	2	0	0	22	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	8	2	0	0	21	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	10	8	2	0	0	21	日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）					発行日修正
10	8	2	0	0	23	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	8	2	0	0	23	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	9	2	0	0	7	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	9	2	0	0	7	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	10	2	0	0	7	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	10	2	0	0	7	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	11	2	0	0	5	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	11	2	0	0	5	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	11	2	0	0	6	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	11	2	0	0	6	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	12	2	0	0	4	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	12	2	0	0	4	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	13	2	0	0	4	日本みち研究所 補訂版道路のアライアンス道路アライアンス指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	13	2	0	0	4	日本みち研究所 補訂版 道路のアライアンス道路アライアンス指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	14	2	0	0	15	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	14	2	0	0	15	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	14	2	0	0	5	受注者は、河川及び狭道道路等で、直轄敵工を行なう場合は、敵工に伴い発生するアスフルト敷、コンクリート敷及び撤去に使用する資材の落下を防止する効果を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	10	14	2	0	0	5	受注者は、河川及び狭道道路等で、直轄敵工を行なう場合は、敵工に伴い発生するアスフルト敷、コンクリート敷及び撤去に使用する資材の落下を防止する効果を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。					誤植
10	14	20	4	0	2	受注者は、「路肩庇蓋」の施工について、「路肩排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	10	14	20	4	0	2	受注者は、「路肩庇蓋」の施工について、「路肩排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。					誤植
10	15	2	0	0	4	日本建設機械化協会「除雪・防雪ハンドブック」（除雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	4	日本建設機械化協会「除雪・防雪ハンドブック」（除雪編）【2016年12月】					修正
10	15	2	0	0	11	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	15	2	0	0	11	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	15	3	1	9	1	9. 作業上支障となる箇所 受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。	10	15	3	1	9	1	9. 作業上支障となる箇所 受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。					誤植
10	15	3	1	5	4	受注者は、凍結防止剤の保管等について、「除雪・防雪ハンドブック」（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承認を得なければならない。	10	15	3	1	5	4	受注者は、凍結防止剤の保管等について、「除雪・防雪ハンドブック」（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承認を得なければならない。					修正
10	16	2	0	0	13	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	10	16	2	0	0	13	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）					スペース
10	16	24	4	29	1	超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDIS 0601非破壊検査技術者認定期定」により認定された2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	1	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305「非破壊検査技術者の資格及び認定期定」に基づく2種以上の有資格者とする。					修正

No.	図表番号等	現行	修正後	修正内容																																																																																																												
1	表3-2-10 要求性能の確認方法	<p>表3-2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	<p>表3-2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	JISの改正																																																																																		
項目	要求性能	確認方法																																																																																																														
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																												
母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																												
項目	要求性能	確認方法																																																																																																														
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																												
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																												
2	表3-2-12 線材の品質管理試験の内容	<p>表3-2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 試験箇所</th> <th rowspan="2">試験項目</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="2">試験方法</th> <th rowspan="2">試験の頻度</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工 場</td> <td>線径</td> <td>$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>卷付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法		試験の頻度	試験方法	試験条件	工 場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回	<p>表3-2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 試験箇所</th> <th rowspan="2">試験項目</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="2">試験方法</th> <th rowspan="2">試験の頻度</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工 場</td> <td>線径</td> <td>$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>卷付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">公的試験機関</td> <td>線径</td> <td>$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法		試験の頻度	試験方法	試験条件	工 場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	JISの改正
項目 試験箇所	試験項目	基準値				試験方法			試験の頻度																																																																																																							
			試験方法	試験条件																																																																																																												
工 場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																												
	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																												
メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回																																																																																																													
公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回																																																																																																												
項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法		試験の頻度																																																																																																											
			試験方法	試験条件																																																																																																												
工 場	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回																																																																																																												
	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	卷付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																												
メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																													
公的試験機関	線径	$3.2 \pm 0.09\text{mm}$ $4.0 \pm 0.10\text{mm}$ $5.0 \pm 0.12\text{mm}$ $6.0 \pm 0.12\text{mm}$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	引張強さ	290N/mm以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
3	図3-2-6 耳芝	<p>図3-2-6 耳 芝</p>	<p>図3-2-6 耳 芝</p>	貼芝の表記を見やすく修正																																																																																																												

No.	図表番号等	現行	修正後	修正内容																																																																																
4	表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状	<p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度(60°C) mm/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 °C</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60°C)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密度(15°C) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成(石油学会法JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度(60°C) mm/S	80~1,000	引火点 °C	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度(15°C) g/cm³	報告	組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告	<p>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度(60°C) mm/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 °C</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60°C)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密度(15°C) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成(石油学会規格JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動粘度(60°C) mm/S	80~1,000	引火点 °C	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密度(15°C) g/cm³	報告	組成(石油学会規格JPI-5S-70-10)	報告	修正																																																				
項目	標準的性状																																																																																			
動粘度(60°C) mm/S	80~1,000																																																																																			
引火点 °C	250以上																																																																																			
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下																																																																																			
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																																																			
密度(15°C) g/cm³	報告																																																																																			
組成(石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																																																																																			
項目	標準的性状																																																																																			
動粘度(60°C) mm/S	80~1,000																																																																																			
引火点 °C	250以上																																																																																			
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下																																																																																			
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																																																			
密度(15°C) g/cm³	報告																																																																																			
組成(石油学会規格JPI-5S-70-10)	報告																																																																																			
5	表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	<p>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10°C、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値	試験法	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2	粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	<p>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格値</th> <th>試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10°C、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値	試験法	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2	粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	JISの改正																																
項目	規格値	試験法																																																																																		
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2																																																																																		
粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																																																		
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																																																		
低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600																																																																																		
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																																																		
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																																																		
項目	規格値	試験法																																																																																		
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2																																																																																		
粘度(25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																																																		
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																																																		
低温風曲試験(-10°C、3mm)	合格	JIS K 5600																																																																																		
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																																																		
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																																																		
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																																																		
6	表1-2-1 土及び岩の分類表	<p>表1-2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>説 明</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td></td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(G F)</td> </tr> <tr> <td>砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td></td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)</td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td></td> <td></td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム シルト(M)</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>粘性土</td> <td></td> <td>バケット等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの。トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土 シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高含水比粘性土</td> <td></td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩塊玉石</td> <td>岩塊玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床 玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C			礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(G F)	砂質土及び砂	砂		バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)	砂質土(普通土)			掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム シルト(M)	土	粘性土		バケット等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの。トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土 シルト(M) 粘性土(C)		高含水比粘性土		バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)		岩塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床 玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床	<p>表1-2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th>説 明</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>礫質土</td> <td>礫まじり土</td> <td></td> <td>礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、 礫の多い砂質土、 礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(G F)</td> </tr> <tr> <td>砂質土及び砂</td> <td>砂</td> <td></td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)</td> </tr> <tr> <td>砂質土(普通土)</td> <td>砂質土</td> <td></td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム シルト(M)</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>粘性土</td> <td></td> <td>バケット等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの。トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土 シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高含水比粘性土</td> <td></td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩塊玉石</td> <td>岩塊玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床 玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C			礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、 礫の多い砂質土、 礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(G F)	砂質土及び砂	砂		バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)	砂質土(普通土)	砂質土		掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム シルト(M)	土	粘性土		バケット等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの。トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土 シルト(M) 粘性土(C)		高含水比粘性土		バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)		岩塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床 玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床	誤字
名 称			説 明	摘 要																																																																																
A	B	C																																																																																		
礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(G F)																																																																																
砂質土及び砂	砂		バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)																																																																																
砂質土(普通土)			掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム シルト(M)																																																																																
土	粘性土		バケット等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの。トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土 シルト(M) 粘性土(C)																																																																																
	高含水比粘性土		バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)																																																																																
	岩塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床 玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床																																																																																
名 称			説 明	摘 要																																																																																
A	B	C																																																																																		
礫質土	礫まじり土		礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、 礫の多い砂質土、 礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(G F)																																																																																
砂質土及び砂	砂		バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)																																																																																
砂質土(普通土)	砂質土		掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空けきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム シルト(M)																																																																																
土	粘性土		バケット等に付着し易く空けきの多い状態になり易いもの。トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土 シルト(M) 粘性土(C)																																																																																
	高含水比粘性土		バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性(V) 有機質土(O)																																																																																
	岩塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空けきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床 玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床																																																																																

No.	図表番号等	現行	修正後	修正内容																
7	表3-2-26 マーシャル 安定度試験 基準値	<p style="text-align: center;">表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<p style="text-align: center;">表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	誤字
項 目	基 準 値																			
安定度 kN	3.43以上																			
フロー値 (1/100cm)	10~40																			
空げき率 (%)	3~12																			
項 目	基 準 値																			
安定度 kN	3.43以上																			
フロー値 (1/100cm)	10~40																			
空隙率 (%)	3~12																			
8	表3-2-40 マーシャル 安定度試験 基準値	<p style="text-align: center;">表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<p style="text-align: center;">表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12	誤字
項 目	基 準 値																			
安定度 kN	3.43以上																			
フロー値 (1/100cm)	10~40																			
空げき率 (%)	3~12																			
項 目	基 準 値																			
安定度 kN	3.43以上																			
フロー値 (1/100cm)	10~40																			
空隙率 (%)	3~12																			